



# コンテンツの流通促進について

---

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(第4回)  
平成20年6月25日



# コンテンツの流通促進に関する主な意見

---

## コンテンツの分野ごとの現状等について

- コンテンツの流通促進に関して特に問題となるのは、放送についての許諾しか得ていない放送コンテンツ。映画、音楽については、制度上の措置や契約による権利の集約化、集中管理団体による権利の集中管理等により、二次利用に係る権利処理について、大きな障害はない。
- 放送コンテンツの中にも、映画に類似したテレビドラマから放送すれば役割を終えるものまで、番組内容は多様であり、また、局制作と外部委託のように製作形態の異なるものがあることなどを踏まえた議論が必要ではないか。
- 放送コンテンツのうち、無料放送の場合、一般視聴者は二次利用においてもお金を払う必要はないと考えているのではないか。これをネット上で流通する際に収入源をどうするのが問題。
- 放送番組の中には、リアルな実態を世の中に流すということが前提で作られているものも多い。このような番組は時間の経過により著作権を超えた問題で二次利用をすることが不適切な場合もある。
- 一次利用者である放送事業者に、二次利用も視野に入れた契約を促進するインセンティブを与えるにはどうしたらよいかという観点が必要ではないか。

## 新たな法的措置の導入について

- 一般論として、コンテンツ流通というのは契約とかビジネスが第一の問題で、そこで折り合いがつけば動くもの。そのための環境整備が重要で、インフラ整備のような支援措置的なアプローチで二次利用を促進することが重要ではないか。
- どうしてもビジネスの折り合いがつかない場合について強制的な措置の導入を検討するに当たっては、そのような措置が合理性を持つかどうかという実態を踏まえた議論が必要。また、そのような措置を発動した結果どうなるのかをシミュレーションすることが必要。
- 法的措置は市場が失敗したときだと思うが、市場が失敗しているのか、あるいは法的措置を講ずれば、もっと成功する可能性があるのかという見極めが問題となろう。
- インターネット上の流通で国を限って流通させるのは、実質的にはほとんど困難。国際的な側面での取組も重要である。

## 契約による流通促進について

- 国際社会から見ると、日本はもっと契約を重視し、問題解決のために契約を活用すべき。国際競争力という観点からも、契約を活用する力を向上させていくべき。
- 契約によりどこまでできるかを考えてみて、それで足りないところがあれば、その契約を締結できる、またはしやすいような環境を作るための法制度を検討することは価値があるだろう。
- 契約の枠組みで円滑に進めば問題ないが、それがなかなか進んでいないことから法的措置が必要という主張がある。

## 写り込みについて

- 昔から写真等であった問題だが、最近、こういうケースが爆発的に増えている。一般的なフェアユースのような概念があれば、かなりの問題を解決できるのではないか。

## ネット上における一般の人々による創作等について

- オープンソースのソフトウェアに関するライセンスやクリエイティブコモンズによるライセンスのように、契約をベースとした自由に利用できる環境が広がっていけば著作権法改正は必要ない。この面における実態の分析や啓蒙活動の現状を把握することが大事。
- 多数の参加者との契約がどういう形で成立し確認できるかという問題については、契約内容をきちんと告知しておくことによって、法的にはそれに同意があったものとして契約が成立しているとするモデルを活用することができるのではないか。
- そもそも非営利目的に限定するのか、無償に限定するのか、有償あるいは営利目的も含めて、多数の参加者が関与するような場合について整理することが必要ではないか。
- この面での成功例が乏しいので、どれだけ法制的なニーズがあるのかの考慮が必要。
- 権利者が誰か特定するのか不可能に近く、所在不明の権利者の問題より難しい。



## (参考)文化審議会著作権分科会における議論

---

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会が、平成20年5月22日に公表した「過去の著作物の利用の円滑化のための方策について(中間総括)」では、コンテンツの流通促進に関して次のような報告がされている。

### 1. 多数の権利者が関わる場合の利用の円滑化について

- 放送番組について、実演家の利用拒否により二次利用できないという事例は少なく、たとえ許諾が得られない場合でも、その理由は必ずしも不当なものと言えないものではない。利用を阻害しているのは、むしろ、ビジネスモデルの問題や権利者不明の問題。
- 共有状態にある実演や多数権利者が関わる実演の利用円滑化のための具体的な方策について様々な角度から検討を行ったが、明確に効果があると考えられる対応策をただちに見出すことはできなかった。今後、引き続き検討を行う。  
(検討された具体的方策)
  - ・ 二次利用を拒む実演家ごく一部であった場合に、一定の要件の下で、実演の二次利用に同意したものと推定したり、実演の二次利用に反対することができないとしたりするような規定を設ける など

### 2. 権利者不明の場合の利用の円滑化について

- 権利者不明の場合の対応について、現行の裁定制度を抜本的に見直し新たな制度を設けてはどうか。例えば、従来の文化庁長官による裁定制度に代えて新たな権利制限規定を設け、調査に相当な努力を払った場合には、一定の表示や通知を義務づけ、事後に使用料を支払うことを条件として適法に利用することができることとするなど。